

公示送達書		
一宮市告示第 431 号 令和 7 年 9 月 16 日		
一宮市長 中野 正康		
地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。		
送達する書類名		差押調書謄本 1 通
送達を受けるべき者	住（居）所	氏 名
	東京都小金井市前原町 4 丁目 1 1 番 7 号 まえはらハイム 1 0 5	野々垣 颯人
	以下余白	
地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		